

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 高齢介護課 認定・保険料係	
許 認 可 等 名	介護保険料の徴収猶予	
根 拠 法 令	徳島市介護保険条例	
根 拠 条 項	第11条	
連 絡 先	(電話 621-5582)	
審 査 基 準	基 準	<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、保険料の納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期限を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間の入院をしたことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(5) その他特別の事情があると認めたとき。</p> <p>2 (略)</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (平成30年 4月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60日 (休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)